

# 恵み野病院 面会規程

令和8年6月1日 制定（院内感染防止対策委員会 策定）

## 第1条（目的）

本規程は、入院患者の療養環境の維持および安全確保、並びに院内感染防止の観点から、恵み野病院（以下、病院）における面会について必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（面会時間）

1. 面会時間は、原則として14時から19時まで（祝祭日を含む）とし、1回の面会時間は30分以内、面会人数は3名以内とする。
2. 病院長が必要と認めた場合は、前項の時間を変更することができる。
3. 患者の病状、治療、検査、処置等の都合により、面会を制限又は禁止する場合がある。

## 第3条（面会場所）

面会場所は、原則として、自立歩行が可能な患者についてはデイルーム、自立歩行が困難な患者については病室内とする。なお、個室入院中の患者については病室内での面会を可とする。

## 第4条（面会受付）

1. 面会者は、各病棟のカウンターに備え付けの面会者名簿へ、病室番号、患者氏名、面会者氏名及び面会開始時間等必要事項を記入しなければならない。
2. 面会者は、病院から貸与された面会許可証を前胸部の見やすい位置に着用しなければならない。
3. 面会者は、面会終了後、病棟カウンターにおいてスタッフへその旨を申し出なければならない。その際、面会許可証を返却するとともに、面会者名簿に面会終了時間を記入しなければならない。

## 第5条（面会の制限）

次の各号に該当する場合、病院は面会を断り、又は退去を求めることができる。

1. 発熱、呼吸器症状、下痢その他感染症が疑われる症状がある場合
2. 酒気を帯びている場合
3. 大声、暴言、威圧的言動等により診療や療養環境に支障を及ぼすおそれがある場合
4. 患者又は職員への迷惑行為が認められる場合
5. 病院職員の指示に従わない場合
6. 感染症流行時および病棟内集団感染発生時、または新興感染症等の感染状況を踏まえ、病院が面会制限の必要があると判断した場合。

7. その他病院長が不相当と認めた場合

#### 第6条（感染対策）

1. 面会者はマスクを着用し、面会前後には手指消毒を行うこととする。なお、面会中の飲食は禁止とし、患者が食事中の場合は面会を控えるものとする。
2. 感染症流行時その他必要時には、面会制限又は禁止を行うことがある。

#### 第7条（小学生以下の面会）

小学生以下の者の面会については、感染防止及び患者の療養環境への配慮から、原則として禁止する。ただし、病院長又は所属長が必要と認めた場合はこの限りでない。

#### 第8条（個人情報保護）

1. 面会者は、患者及び他の患者のプライバシー保護に配慮しなければならない。
2. 病院は、患者本人の同意がない限り、入院の有無、病室等について第三者へ案内しないことがある。

#### 第9条（録音・録画等の禁止）

1. 病院内において、患者、職員その他第三者の承諾なく録音、録画又は写真撮影を行ってはならない。
2. 前項に違反し、病院運営又は個人情報保護上支障があると認められる場合は、病院は面会を中止させることができる。

#### 第10条（禁止事項）

面会者は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

1. 病院内での喫煙、飲酒
2. 危険物の持込み
3. 他の患者又は職員への迷惑行為
4. 無断での病室移動又は立入禁止区域への侵入
5. 宗教活動、政治活動、営業活動
6. その他病院運営上支障となる行為

#### 第11条（周知方法）

本規程は、患者、家族その他面会者に対し、次の方法により周知を行う。

1. 入院時の説明
2. 院内掲示
3. 病院ホームページ掲載

#### 第12条（その他）

本規程に定めのない事項については、病院長が別に定める。